

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等されている方へ

特例郵便等投票ができます

○新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている方は、特例郵便等投票 **（郵便を利用した投票）** ができます。

○対象となる方や詳しい手続等については、このチラシや総務省ホームページをご覧ください。

○不明な点はお住まいの市町村（選挙管理委員会）にお問い合わせください。

★岐阜県内の
市町村選挙管理委員会
の連絡先一覧



★総務省
特例郵便等投票制度
周知ホームページ



1 注意事項

- ◆特例郵便等投票の利用には、陽性者として医療機関から発生届が提出されているか、岐阜県陽性者健康フォローアップセンターへ登録されていることが必要です。（医療機関で陽性診断を受けた方は、発生届の提出、又はセンターへの登録のいずれかがなされています。）
また、自主検査又は薬局等での無料検査で陽性判明した方は、岐阜県陽性者健康フォローアップセンターへご自身で登録いただく必要があります。
登録の手順については、岐阜県 HP（下記リンク先）をご覧ください。
<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/240567.html>
- ◆郵便を利用した投票を希望される場合は、感染拡大防止のために決められた対策を実施したうえで、**投票日当日の4日前までに**、お住まいの市町村選挙管理委員会に、投票用紙等を請求していただくことが必要です（必着）。
- ◆宿泊・自宅療養等をしている患者の方は、外出自粛要請等がなされております。
郵便ポストに「請求書」や「投票用紙等」を投かんする際は、**患者ではない方**（同居人、知人、宿泊療養施設の職員等）に依頼してください。
※ 濃厚接触者の方がポストに投かんすることは可能です。ただし、感染症対策（せっけんでの手洗い、アルコール消毒、マスクの着用）をし、他者との接触を避けるようにしてください。
- ◆投票用紙等を請求された後に、宿泊・自宅療養等の期間が経過したため、投票所で投票したい方は、送付された投票用紙等一式を投票所に持参し返却していただく必要があります。

2 「濃厚接触者の方の投票について」

- ◆新型コロナウイルス感染症患者のご家族等の方は、濃厚接触者に当たる可能性があります。
- ◆濃厚接触者の方は、**この郵便を利用した投票の対象ではありません。**
投票のために外出することは「不要不急の外出」には当たらず、投票所等において投票していただいて差し支えありません。
- ◆投票の際は、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用いただくといった必要な感染拡大防止対策等にご協力をお願いします。ご不明な点等がある場合は、お住まいの地域を所管する保健所又は各市町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。